

産業環境委員会報告資料

令和6年7月1日

報告事項件名	頁
(1) 資源持去り防止対策の実施結果について	2
(2) 家庭ごみ排出量及び資源化量、資源化率について	4
(3) 不用園芸土の引取りサービスの開始について	8
(4) プラスチック分別回収モデル事業の実施状況について	9
(5) 公害苦情相談と環境調査結果について	10
(6) 特別区のアスベスト助成の状況について	13
(7) 【追加】ごみ屋敷対策の実施結果について	14
(8) 【追加】落書き対策の実施結果について	18
(9) 【追加】不法投棄対策の実施結果について	21

(環 境 部)

産業環境委員会報告資料

令和6年7月1日

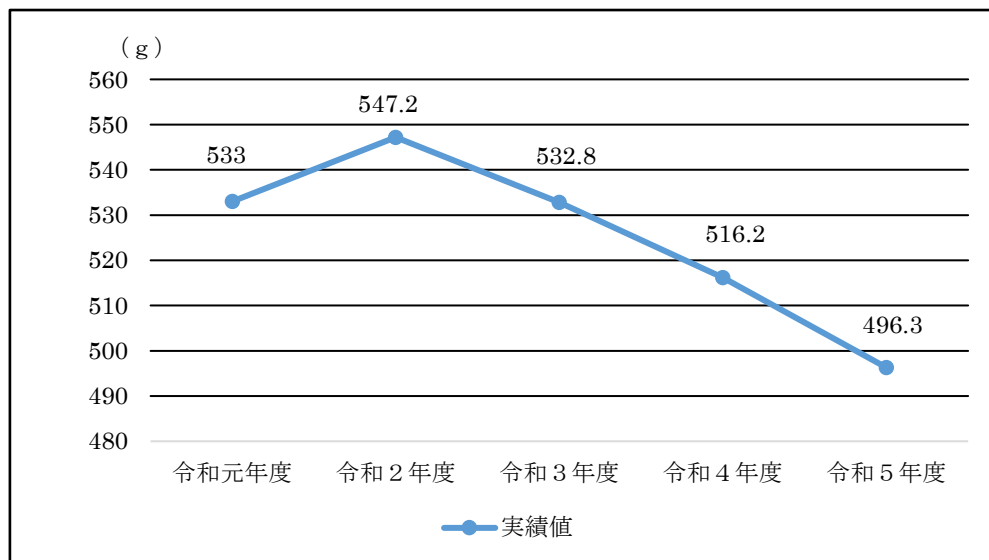
件名	資源持去り防止対策の実施結果について								
所管部課名	環境部ごみ減量推進課								
内 容	令和５年度の資源持去り防止パトロールの実施結果を報告する。								
	1 パトロール体制								
	パトロール実施主体		パトロール実施日時		役割				
	資源持去り防止指導員 (会計年度任用職員) ※車両１台２人体制		月曜～土曜日 午前７時から１１時		持去り行為を繰り返す者に対し、警告書や収集運搬禁止命令による <u>行政指導や過料等を科す。</u>				
	民間委託警備会社 ※車両１台２人体制		月曜～土曜日 午前４時から８時		持去り行為を発見した際に、 <u>注意喚起や条例周知、原状回復を促す。</u>				
	2 資源持去り防止パトロールの件数								
	令和５年度 ４，０５６件（令和４年度 ３，７６９件）								
	【内訳】（単位：件）								
	パトロール		①資源持去り防止指導員					②民間	合計 ①+②
	内訳	注意	警告	過料 (注１)	収集運搬禁止命令 (注２)	氏名等公表 (注３)	罰金	注意	
令和３年度	1,739	0	36	8	3	0	1,821	3,607	
令和４年度	1,562	0	24	13	5	0	2,165	3,769	
令和５年度	2,354	0	24	11	9	0	1,658	4,056	
合計 ※	5,655	0	84(37)	32(9)	17(2)	0(0)	5,644	11,432	
重複処分割合	－	－	44%	28%	12%	－	－	－	
※（ ）内の数字は、過去３年間で同一の者に重複して行政処分を行った件数									
行政処分の種類		概要						悪質性	
過料 (注１)		主に自転車を使用する持去り行為者に対して２，０００円を徴収						低い	
収集運搬禁止命令 (注２)		主に自動車を使用する持去り行為者に対して命令書を交付						↓	
氏名等公表 (注３)		収集運搬禁止命令書の交付を受けたにもかかわらず、再び持去り行為を行った者の氏名等を、区役所の門前掲示場及び区ＨＰに３０日間掲載						高い	

	3 資源持去り行為の状況について (1) 令和5年度は資源持去り防止指導員を1名増員し、計3人体制でパトロールを実施したため、注意件数が増加した。 (2) 自転車での収集や路上生活者とみられる生活困窮者の割合が高い。 4 今後の方針 (1) 資源持去り防止指導員と民間委託警備会社のパトロールを組合せ、効果的に実施していく。 (2) 持去り行為者の悪質性に応じて、区内警察署と連携して取締りを実施していく。生活困窮者とみられる持去り行為者には、生活相談のチラシを配付する等、寄り添った対応をしていく。 (3) 氏名等公表の処分を繰り返し受けた者について、職員が被処分者の自宅を訪問して対面で厳重注意を行うなど、悪質性の高い持去り行為者に対して再発防止に向けた実効性のある対策を実施していく。
--	--

産業環境委員会報告資料

令和6年7月1日

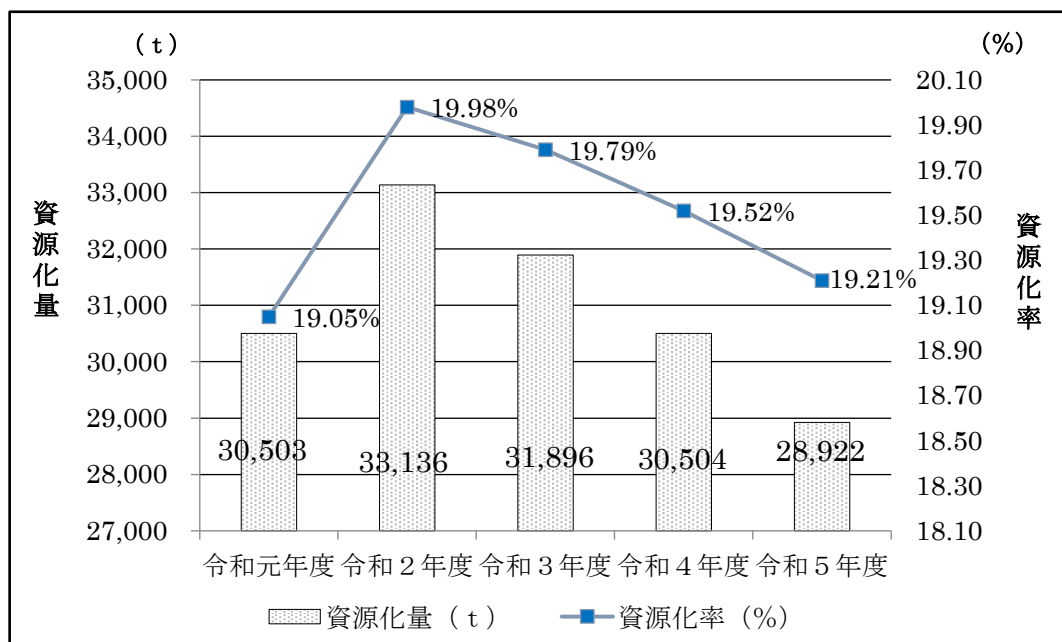
件名	家庭ごみ排出量及び資源化量、資源化率について																																																																																				
所管部課名	環境部足立清掃事務所、ごみ減量推進課																																																																																				
内容	令和元年度から令和5年度のごみ量（燃やすごみ・燃やさないごみ・粗大ごみ）、資源化量及び資源化率、並びに令和5年度の資源回収量の実績と前年度との増減について、以下のとおり報告する。 令和4年度と比較すると、家庭ごみ量及び資源回収量はともに減少した。 1 家庭ごみ排出量及び種別内訳、対前年度との増減量（率）（単位：t） <table><tr><th>年度</th><th>令和元</th><th>令和2</th><th>令和3</th><th>令和4</th><th>令和5</th></tr><tr><td>燃やすごみ</td><td>126,170</td><td>128,519</td><td>125,141</td><td>122,006</td><td>118,406</td></tr><tr><td>燃やさないごみ</td><td>3,273</td><td>3,607</td><td>3,103</td><td>2,805</td><td>2,677</td></tr><tr><td>粗大ごみ</td><td>5,050</td><td>5,885</td><td>5,755</td><td>5,211</td><td>4,843</td></tr><tr><td>合計</td><td>134,493</td><td>138,011</td><td>133,999</td><td>130,022</td><td>125,927</td></tr><tr><td>増減量（率）</td><td>—</td><td>+3,518 (+2.6%)</td><td>▲4,012 (▲2.9%)</td><td>▲3,977 (▲3.0%)</td><td>▲4,095 (▲3.1%)</td></tr></table> ※ ごみ量の中には、事業系有料ごみ処理券を貼付した事業系ごみを含む。 ※ 各数値は端数処理しているため、内訳と合計が一致しない場合あり。 (t) <table><thead><tr><th>年度</th><th>令和元</th><th>令和2</th><th>令和3</th><th>令和4</th><th>令和5</th></tr></thead><tbody><tr><td>燃やすごみ</td><td>126,170</td><td>128,519</td><td>125,141</td><td>122,006</td><td>118,406</td></tr><tr><td>燃やさないごみ</td><td>3,273</td><td>3,607</td><td>3,103</td><td>2,805</td><td>2,677</td></tr><tr><td>粗大ごみ</td><td>5,050</td><td>5,885</td><td>5,755</td><td>5,211</td><td>4,843</td></tr></tbody></table> 2 1人一日あたりの家庭ごみ排出量（単位：g） <table><tr><th>年度 項目</th><th>令和元</th><th>令和2</th><th>令和3</th><th>令和4</th><th>令和5</th></tr><tr><td>ごみ量</td><td>533.0</td><td>547.2</td><td>532.8</td><td>516.2</td><td>496.3</td></tr><tr><td colspan="5">令和5年度目標値 ※低減目標</td><td>480.0</td></tr><tr><td colspan="5">達成率</td><td>96.6%</td></tr></table>	年度	令和元	令和2	令和3	令和4	令和5	燃やすごみ	126,170	128,519	125,141	122,006	118,406	燃やさないごみ	3,273	3,607	3,103	2,805	2,677	粗大ごみ	5,050	5,885	5,755	5,211	4,843	合計	134,493	138,011	133,999	130,022	125,927	増減量（率）	—	+3,518 (+2.6%)	▲4,012 (▲2.9%)	▲3,977 (▲3.0%)	▲4,095 (▲3.1%)	年度	令和元	令和2	令和3	令和4	令和5	燃やすごみ	126,170	128,519	125,141	122,006	118,406	燃やさないごみ	3,273	3,607	3,103	2,805	2,677	粗大ごみ	5,050	5,885	5,755	5,211	4,843	年度 項目	令和元	令和2	令和3	令和4	令和5	ごみ量	533.0	547.2	532.8	516.2	496.3	令和5年度目標値 ※低減目標					480.0	達成率					96.6%
	年度	令和元	令和2	令和3	令和4	令和5																																																																															
	燃やすごみ	126,170	128,519	125,141	122,006	118,406																																																																															
	燃やさないごみ	3,273	3,607	3,103	2,805	2,677																																																																															
	粗大ごみ	5,050	5,885	5,755	5,211	4,843																																																																															
	合計	134,493	138,011	133,999	130,022	125,927																																																																															
	増減量（率）	—	+3,518 (+2.6%)	▲4,012 (▲2.9%)	▲3,977 (▲3.0%)	▲4,095 (▲3.1%)																																																																															
	年度	令和元	令和2	令和3	令和4	令和5																																																																															
	燃やすごみ	126,170	128,519	125,141	122,006	118,406																																																																															
	燃やさないごみ	3,273	3,607	3,103	2,805	2,677																																																																															
粗大ごみ	5,050	5,885	5,755	5,211	4,843																																																																																
年度 項目	令和元	令和2	令和3	令和4	令和5																																																																																
ごみ量	533.0	547.2	532.8	516.2	496.3																																																																																
令和5年度目標値 ※低減目標					480.0																																																																																
達成率					96.6%																																																																																



3 資源化率

(単位：t)

年度	令和元	令和2	令和3	令和4	令和5
ごみ総量	160,155	165,867	161,202	156,301	150,944
資源化量	30,503	33,136	31,896	30,504	28,992
資源化率	19.05%	19.98%	19.79%	19.52%	19.21%
令和5年度目標値					21.3%
達成率					90.2%



※ 資源化率＝資源化量÷ごみ総量

資源化量・・・資源行政・集団回収量＋燃やさないごみ・粗大ごみ
資源化量

ごみ総量・・・家庭ごみ排出量＋資源行政・集団回収量

(1) 燃やさないごみの資源化 (単位：t)

年度	回収量	資源化量	資源化率
令和4	2,805	2,542	90.6%
令和5	2,677	2,412	90.1%
増減量	▲128	▲130	—
令和5年度目標値			90.0%
達成率			100.1%

※ 金属や小型家電類等を選別して資源化

(2) 粗大ごみ資源化率 (単位：t)

年度	回収量	資源化量	資源化率
令和4	5,211	1,683	32.3%
令和5	4,843	1,563	32.3%
増減量 (率)	▲368 (▲7.1%)	▲120 (▲7.1%)	—
令和5年度目標値			40.0%
達成率			80.8%

※ 金属や木材、布団を選別して資源化

4 資源回収量 (各数値は端数処理しているため、内訳と合計が一致しない場合あり)

(1) 行政回収 (集積所を使用した区による回収) (単位：t)

年度	古紙	びん	缶	ペット ボトル	食品 トレイ	合計
令和4	9,586	4,520	1,436	2,982	4	18,528
令和5	9,201	4,348	1,378	3,058	4	17,989
増減量 (率)	▲385 (▲4.0%)	▲172 (▲3.8%)	▲58 (▲4.0%)	+76 (+2.5%)	±0 (0%)	▲539 (▲2.9%)

※ 食品トレイの分別収集は、千住常東地区のみ実施

(2) 集団回収 (町会・自治会等による自主的な回収) (単位：t)

年度	古紙	びん	缶	古布	合計
令和4	7,302	1	365	83	7,750
令和5	6,606	1	343	78	7,028
増減量 (増減率)	▲696 (▲9.5%)	±0 (±0%)	▲22 (▲6.0%)	▲5 (▲6.0%)	▲722 (▲9.3%)

(3) 行政回収量と集団回収量の合計

(単位：t)

年度	行政回収量	集団回収量	合計
令和4	18,528	7,750	26,278
令和5	17,989	7,028	25,017
増減量 (率)	▲539 (▲2.9%)	▲722 (▲9.3%)	▲1,261 (▲4.8%)

5 その他

他区に先駆け取り組んでいる、燃やさないごみや粗大ごみの資源化の目標達成に向けて、区民に広く協力を呼び掛けていく。

また、更なるごみ減量のため、令和6年4月よりプラスチック分別回収を区内一部地域（千住、新田、小台・宮城）で先行実施した。

産業環境委員会報告資料

令和6年7月1日

件 名	不用園芸土の引取りサービスの開始について
所管部課名	環境部足立清掃事務所
内 容	今まで処理困難物として収集していなかった不用園芸土について、以下のとおり足立清掃事務所での引取りを令和6年7月より開始するので報告する。 1 目的 現在、処理困難物として収集を行っていない、家庭から排出される不用園芸土について、足立清掃事務所では引取りを実施し適正に処理することで、区民の行う緑化運動を支援し、ビューティフル・ウインドウズ運動の推進に寄与することを目的とする。 2 引取りサービスの内容について (1) 引取りの対象物 家庭から排出される不用園芸土であり、小石や枝、その他不純物が混入している場合は引取らない。また腐敗臭がするものや糞尿が混入している場合も同様とする。コンポストで生成した堆肥は可。 (2) 引取り場所及び時間 ア 足立清掃事務所に持込した場合に限定する。 イ 引取り時間は月～土の9時～16時とする。 (3) 引取りの量及び回数（先行区を参考） 1世帯につき20L袋1袋まで、月一回までとする。 (4) 受付及び保管などについて 足立清掃事務所受付窓口で職員が不純物がないか確認のうえ、引取りを行う。処理委託事業者が提供するフレキシブルコンテナバッグに入れ保管し、一定量に達した段階で処理委託事業者へ引渡す。 3 処理委託事業者 株式会社 信太（しだ）商店 4 今後の方針について (1) 処理委託事業者が適正な最終処分を行っているか監視をしていく。 (2) 足立清掃事務所が参加するイベントでPR及び回収を実施する。 (3) 開始後の状況を見て、回収拠点の拡大も検討していく。 (4) 不用園芸土から不純物を除去、殺菌、肥料を加えることで新たな園芸土に再生することも可能であるため、回収量の推移を見ながら、イベントで希望者へ再生土を配布するなど新たなサービスも検討していく。

産業環境委員会報告資料

令和6年7月1日

件 名	プラスチック分別回収モデル事業の実施状況について																
所管部課名	環境部足立清掃事務所																
内 容	1 開始当初から現在までの状況について (1) 集積所の状況 開始当初は収集曜日の間違いなどで混乱したが、2週間ほどで落ち着きが見られ始め、4月中旬以降の曜日間違いはプラスチック分別回収が始まる前とほぼ同様の状況になっている。 (2) プラスチックの分別状況 開始当初はリサイクルに適さないプラスチックなどの混入も多く、回収作業を圧迫することもあったが、4月中旬以降はほぼ適切に分別されており、各集積所の未分別は1～2袋程度。 (3) 電話での問い合わせ状況 通常は1週間当たり1200件余で推移する電話問い合わせが、4月第1週は2000件弱まで増加したが、2週目から目に見えて減り始め、4月最終週以降は従来の状態に戻っている。 2 プラスチック回収量・CO₂削減量について 最近の回収日量は当初想定（3.5t）にほぼ達しており、今後もこの水準で推移する見込み。予想より早い想定量到達は、プラスチック分別への区民の理解と協力が思った以上に早く浸透したためと考える。 <table><tr><th>月</th><th>回収量</th><th>リサイクル量</th><th>CO₂削減量</th></tr><tr><td>4月</td><td>88.83t</td><td>74.50t</td><td>109.52t</td></tr><tr><td>5月</td><td>104.27t</td><td>97.32t</td><td>143.06t</td></tr><tr><td>合計</td><td>193.10t</td><td>171.82t</td><td>252.58t</td></tr></table> ※ 回収量とリサイクル量の差は、食品や紙類の^{さんさ}残渣、金属や医療廃棄物などリサイクルに適さない物 ※ CO₂削減量はリサイクル量1t当たり1.47tで算出 3 今後の方針 (1) 夏に向けて生ごみに関する苦情が増えることも想定されるため、引き続き丁寧に課題の洗い出しと分析を行っていく。 (2) 昨年度実施した事前周知の内、対面での説明や広報車でのアナウンス、集積所への案内掲示が有効であった経験を活かし、全区展開に向けた周知活動を計画していく。 (3) リサイクルできないプラスチックの混入により嵩が増え、回収作業が圧迫された経験を踏まえ、全区展開に際しては分別方法に関する周知に特に力を入れる。	月	回収量	リサイクル量	CO ₂ 削減量	4月	88.83t	74.50t	109.52t	5月	104.27t	97.32t	143.06t	合計	193.10t	171.82t	252.58t
月	回収量	リサイクル量	CO ₂ 削減量														
4月	88.83t	74.50t	109.52t														
5月	104.27t	97.32t	143.06t														
合計	193.10t	171.82t	252.58t														

産業環境委員会報告資料

令和6年7月1日

件名	公害苦情相談と環境調査結果について							
所管部課名	環境部生活環境保全課							
内 容	1 公害苦情相談							
	工場や建設作業等に伴う騒音、振動等の指導や配慮のお願いをしている。							
	(1) 公害現象別受付件数							
	令和2年度以降、ライフスタイルの多様化により公害苦情受付件数は400件を超え、騒音苦情が全体の過半数を占めている。							
	年度	騒音※1	振動※2	悪臭※3	粉じん※4	ばい煙※5	その他※6	合計
	令和4	246	61	61	38	15	5	426
	令和5	259	50	54	66	13	8	450
	増減	+13	-11	-7	+28	-2	+3	+24
	※1 騒音：カラオケや建設現場の作業等に伴う不快な音							
	※2 振動：工場や建設現場の機械作業等に伴う不快な揺れ							
※3 悪臭：飲食店や工場等からの不快な臭い								
※4 粉じん：主に建設現場からの（砂）埃								
※5 ばい煙：野焼き（ごみ等の野外焼却）の煙								
※6 その他：地盤沈下、工場の操業時間など								
(2) 発生源別受付件数								
建設作業と一般の苦情が占める割合が高い。								
年度	工 場	指定作業場※1	建設作業※2	一 般※3	合 計			
令和4	51	17	206	152	426			
令和5	65	10	206	169	450			
増減	+14	-7	±0	+17	+24			
※1 指定作業場：産業廃棄物の積み替え保管施設やガソリンスタンド等に関する苦情								
※2 建設作業：解体・建設工事に関する苦情								
※3 一般：近隣関係トラブルやカラオケ店舗等への苦情								
2 環境調査結果								
環境調査では環境基準を満たし、良好な状態を維持している。								
(1) 大気調査								
ア 自動車排気ガス調査概要								
7地点で2回、それぞれ1週間測定を行った。								
項 目	内 容							
調査物質	浮遊粒子状物質 (SPM)、一酸化窒素 (NO)、二酸化窒素 (NO ₂)、窒素酸化物 (NO _x)							
調査地点	首都高速中央環状線、環状七号線 (3 地点)、尾久橋通り、墨堤通り、補助 258 号線（全線開通前調査）							

イ 自動車排気ガス調査

道路区分	地点	道路	第 1 回 (R5/6/1～6/7)		第 2 回 (R5/12/3～12/9)		環境基準
			S P M (mg/m ³)	N O ₂ (ppm)	S P M (mg/m ³)	N O ₂ (ppm)	
高速道路	梅田一丁目	首都高速 中央環状線	0.016	0.014	0.016	0.026	SPM 0.100 mg/m ³ 以下
都道	新田二丁目	環状 7 号線	0.017	0.016	0.017	0.029	NO ₂ 0.06ppm 以下
	中央本町五丁目	環状 7 号線	0.016	0.014	0.016	0.023	
	大谷田三丁目	環状 7 号線	0.019	0.019	0.018	0.028	
	江北六丁目	尾久橋通り	0.014	0.012	0.018	0.026	
	千住桜木一丁目	墨 堤 通 り	0.018	0.018	0.017	0.029	
	平野三丁目	補助 258 号線	0.015	0.014	0.016	0.030	

※ SPM(浮遊粒子状物質)：大気中に浮遊する粒子状物質で粒径が 10 μm 以下のもの、気管に入りやすく健康への影響がある。

※ NO₂(二酸化窒素)：自動車の排気ガスに含まれ、呼吸器に悪影響を与える。

(2) 環境大気中ダイオキシン類調査

夏・冬に 1 週間調査を実施

測定値は環境基準を大きく下回っている状況が続いている。

(単位:pg-TEQ/m³)

年度	鹿 浜	竹の塚	東 和	環境基準
令和 4	0.018	0.021	0.020	0.6 以下
令和 5	0.018	0.023	0.028	

(3) 一般大気環境中アスベスト調査

南花畑地域(※)において 3 日間調査を行った。値は、都内の他の測定地点と同程度だった。

(単位：本/リットル)

年度	南花畑 1	南花畑 2
令和 4	0.087	0.11
令和 5	0.17	0.13

検出下限値：0.056 本/リットル

※ 工場や工事現場、幹線道路等の影響がない近接している 2 地点(花保中学校屋上・花保小学校屋上)を選定

(環境省アスベストモニタリングマニュアルより)

(4) 自動車騒音常時監視結果

自動車騒音常時監視は、幹線道路沿いの住宅ごとの騒音レベルを推定し、環境基準を達成している戸数の割合を求める調査である。

区内の国道、都道、首都高速道路 1 2 区間を調査した。

夜間は、環境基準値が昼間より低いため、達成率が低くなっている。

(環境基準達成率)

年度	全対象戸数 (戸)	昼		夜	
		環境基準 達成戸数	達成率 %	環境基準 達成戸数	達成率 %
令和 4	13, 201	12, 759	96. 7	12, 064	91. 4
令和 5	9, 764	9, 147	93. 7	8, 670	88. 8

※ 年度毎に調査対象区間は異なる。

(5) 河川水質調査結果

毎年、区内 8 河川 1 用水 1 1 地点で年 4 回 (4、7、10、1 月) 調査を行っている。区内河川の水質は、BOD: 5 mg/ℓ以下、DO: 5 mg/ℓ以上 (年平均値) となっている。

(河川水質調査) 年平均値 (抜粋)

物質	BOD(mg/ℓ) 環境基準 5 以下		DO(mg/ℓ) 環境基準 5 以上	
年度	綾瀬川・内匠橋	荒川・鹿浜橋	綾瀬川・内匠橋	荒川・鹿浜橋
令和 4	2. 2	2. 1	5. 7	6. 7
令和 5	2. 2	1. 7	5. 6	6. 5

※ 1 【生物化学的酸素要求量 (BOD)】

水中の有機物を分解するのに必要な酸素の量、値が少ないほど水質がよい。

※ 2 【溶存酸素量 (DO)】

水中に溶け込んでいる酸素の量、値が大きいほど水質がよい。

(6) 放射線

区内 4 地点で雨天を除く毎開庁日に放射線量測定を行い、区の指標値以上の値になった場合、低減対策を実施する。測定結果は全ての測定地点で区の指標値 (地上 50cm 0. 25 μSv/h) を下回っている。

(放射線定点測定結果) 年平均値 (地上 50cm) (単位: μSv/h)

年度	区立中央公園	東部保健センター	足立清掃事務所	足立清掃事務所 曙分室
令和 4	0. 06	0. 06	0. 06	0. 06
令和 5	0. 06	0. 07	0. 06	0. 06

3 今後の方針

各調査の詳細については、環境事業データ集 (令和 5 年度実績) として 9 月までにホームページに掲載する予定である。

産業環境委員会報告資料

令和6年7月1日

件名	特別区のアスベスト助成の状況について																																				
所管部課名	環境部生活環境保全課																																				
内 容	いわゆるレベル3建材までアスベスト調査助成の対象としている3区について、助成制度の状況を調査した結果を報告する。																																				
	1 特別区のアスベスト調査費助成状況（令和5年度）																																				
	<table><tr><td>助成対象の 建材の種類</td><td>レベル1 吹付材のみ</td><td>レベル1～2 断熱材等まで</td><td>レベル1～3 成形板等まで</td></tr><tr><td>助成している 区の数</td><td>10区</td><td>2区</td><td>3区</td></tr></table>	助成対象の 建材の種類	レベル1 吹付材のみ	レベル1～2 断熱材等まで	レベル1～3 成形板等まで	助成している 区の数	10区	2区	3区																												
	助成対象の 建材の種類	レベル1 吹付材のみ	レベル1～2 断熱材等まで	レベル1～3 成形板等まで																																	
	助成している 区の数	10区	2区	3区																																	
	※ 足立区は、レベル1のみ助成対象としている。																																				
	2 いわゆるレベル3建材まで助成対象としている区の状況																																				
	<table><tr><td>令和5年度</td><td>品川区</td><td>目黒区</td><td>江東区</td></tr><tr><td>当初予算</td><td>30万円</td><td>100万円</td><td>225万円</td></tr><tr><td>助成件数 (令和4年度実績)</td><td>4件 (6件)</td><td>16件 (11件)</td><td>23件 (23件)</td></tr><tr><td>令和4年度 調査結果報告件数</td><td>3,900件</td><td>2,200件</td><td>4,000件</td></tr><tr><td>申請時期</td><td>調査後 6か月間</td><td>調査後 1年間</td><td>調査前</td></tr><tr><td>助成対象</td><td>全ての建材</td><td>ボード類以外 全ての建材</td><td>全ての建材</td></tr><tr><td>助成率</td><td>10/10</td><td>1/2</td><td>1/2</td></tr><tr><td>助成上限</td><td>5万円</td><td>10万円 (個人宅)</td><td>10万円</td></tr><tr><td>助成対象の 建築物</td><td>申請者以外の 居宅は対象外</td><td>全て</td><td>全て</td></tr></table>	令和5年度	品川区	目黒区	江東区	当初予算	30万円	100万円	225万円	助成件数 (令和4年度実績)	4件 (6件)	16件 (11件)	23件 (23件)	令和4年度 調査結果報告件数	3,900件	2,200件	4,000件	申請時期	調査後 6か月間	調査後 1年間	調査前	助成対象	全ての建材	ボード類以外 全ての建材	全ての建材	助成率	10/10	1/2	1/2	助成上限	5万円	10万円 (個人宅)	10万円	助成対象の 建築物	申請者以外の 居宅は対象外	全て	全て
	令和5年度	品川区	目黒区	江東区																																	
	当初予算	30万円	100万円	225万円																																	
助成件数 (令和4年度実績)	4件 (6件)	16件 (11件)	23件 (23件)																																		
令和4年度 調査結果報告件数	3,900件	2,200件	4,000件																																		
申請時期	調査後 6か月間	調査後 1年間	調査前																																		
助成対象	全ての建材	ボード類以外 全ての建材	全ての建材																																		
助成率	10/10	1/2	1/2																																		
助成上限	5万円	10万円 (個人宅)	10万円																																		
助成対象の 建築物	申請者以外の 居宅は対象外	全て	全て																																		
※ 各区へのヒアリングでは、正確な集計は行っていないが、レベル3建材（特に塗材）の助成申請が多い傾向とのことだった。																																					

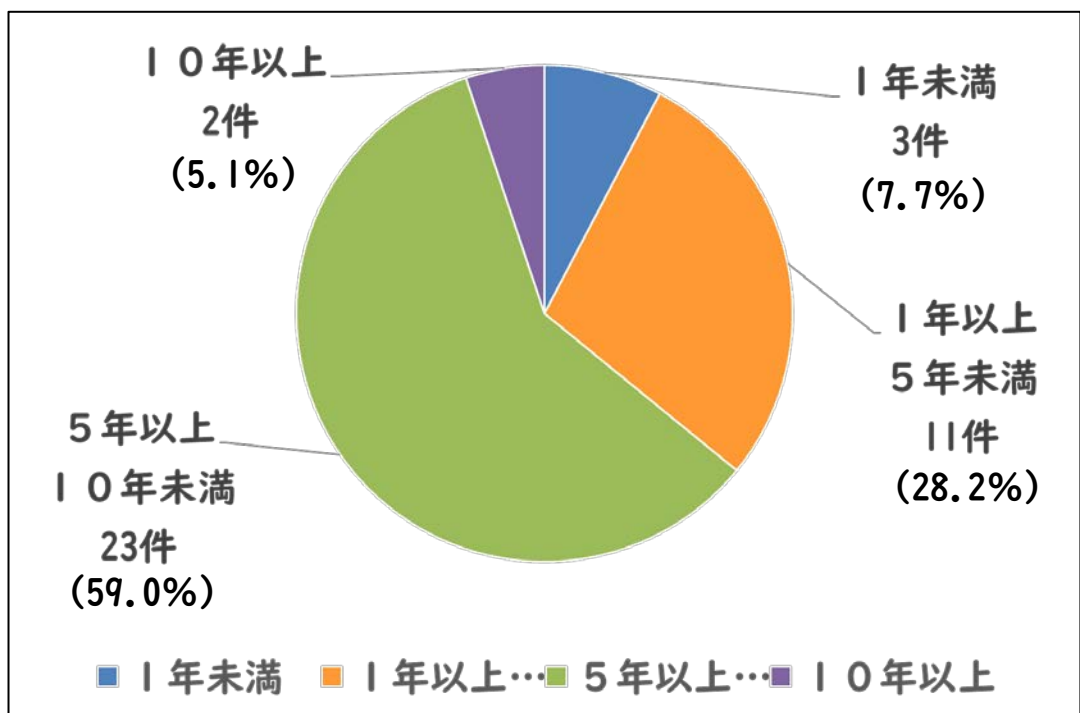
産業環境委員会報告資料

令和6年7月1日

件 名	【追加】ごみ屋敷対策の実施結果について																														
所管部課名	環境部生活環境保全課																														
内 容	1 令和5年度のごみ屋敷対策の対応状況 ごみ屋敷対策は、ごみ屋敷要支援者への支援に重点を置き、福祉、介護等と連携しながら取組を進めている。現在、指導継続中のごみ屋敷未解決案件は39件である。 (1) 相談受付及び解決件数 <table><thead><tr><th></th><th>H31年度</th><th>R2年度</th><th>R3年度</th><th>R4年度</th><th>R5年度</th></tr></thead><tbody><tr><td>■ 年度当初件数</td><td>69件</td><td>60件</td><td>50件</td><td>46件</td><td>47件</td></tr><tr><td>■ 新規受付</td><td>21件</td><td>19件</td><td>30件</td><td>25件</td><td>32件</td></tr><tr><td>■ 解決件数</td><td>31件</td><td>23件</td><td>29件</td><td>25件</td><td>40件</td></tr><tr><td>■ 未解決件数</td><td>50件</td><td>46件</td><td>47件</td><td>47件</td><td>39件</td></tr></tbody></table> ■ 年度当初件数 ■ 新規受付 ■ 解決件数 ■ 未解決件数		H31年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	■ 年度当初件数	69件	60件	50件	46件	47件	■ 新規受付	21件	19件	30件	25件	32件	■ 解決件数	31件	23件	29件	25件	40件	■ 未解決件数	50件	46件	47件	47件	39件
		H31年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度																									
	■ 年度当初件数	69件	60件	50件	46件	47件																									
	■ 新規受付	21件	19件	30件	25件	32件																									
■ 解決件数	31件	23件	29件	25件	40件																										
■ 未解決件数	50件	46件	47件	47件	39件																										
※ ごみ屋敷未解決案件39件の内訳については次ページ参照																															

(2) 現在の指導状況（表内の（ ）は、美観上課題のあるごみ屋敷事案数）
 ごみ屋敷未解決案件の３９件の状況内訳及び要因については、以下のとおりである。

年 数	件 数	要 因
１０年以上	２件（１件）	土地等権利問題、介入拒否など
９年	３件（２件）	物への執着、介入拒否など
８年	６件（４件）	物への執着、介入拒否など
７年	３件（２件）	物への執着、介入拒否など
６年	７件（０件）	土地等権利問題、物への執着など
５年	４件（３件）	物への執着、介入拒否など
４年	４件（１件）	片付け実施中、介入拒否など
３年	２件（０件）	介入拒否など
２年	２件（１件）	物への執着、介入拒否など
１年	３件（０件）	介入拒否など
１年未満	３件（０件）	片付け実施中、介入拒否など
合 計	３９件（１４件）	



(3) 美観上課題のあるごみ屋敷事案

美観上課題のあるごみ屋敷とは、家屋の外までごみがあふれるなど周囲に特に影響のあるごみ屋敷であり、ごみ屋敷未解決案件39件の中に、美観上課題のある案件が14件含まれている。

令和2年度から令和6年度までに44件を解決することを目標とし、令和5年度末時点で累計30件が解決済み。

(美観上課題のあるごみ屋敷の状況)

	解決件数	未解決件数
令和2年度	10件	34件
令和3年度	8件	26件
令和4年度	6件	20件
令和5年度	6件	14件

2 「ごみ屋敷対策相談医」との連携について

ごみ屋敷対象者には医療的ニーズ（とりわけ精神科的課題）を抱える方が一定程度存在し、交渉の困難さから対応が長期化する傾向にある。

こうした状況に対応するため、令和5年度から精神科医への相談委託を開始した。

(1) 目的

精神科医の専門的な視点が入ることにより、職員の適切な対応につなげ、早期対処・早期解決をめざす。

(2) 「ごみ屋敷対策相談医」について

医療機関 綾瀬こころのクリニック（精神科医）

(3) 相談方法及び件数

ア 病院での相談 23件

イ WEBや電話での相談 2件

3 生活環境保全審議会（※）の開催結果について

令和5年度は2回（令和5年10月20日、令和6年3月6日開催）開催した。

(1) 諮問の内容

ごみ屋敷の片付けに係る「支援」について

(2) 答申内容（結果）

支援を「可」とする。

※ 生活環境保全審議会とは

ごみ屋敷の支援及び対応方針について審議するため、区長の附属機関として設置。原則、年2回の開催とし、緊急時は随時開催。委員は弁護士、医師、学識経験者、区職員等で構成。

4 情報発信について

「足立区モデル」のごみ屋敷対策をPRした。

(1) 足立区のごみ屋敷に関する周知動画の作成

(令和6年4月5日公開)

YouTube 足立区公式チャンネル「動画 de あだち」

<https://youtu.be/o3imtA5WISk>



周知動画二次元コード

(2) 新聞・雑誌、テレビ等の取材 8件

(3) 行政視察等 6件

5 今後の方針

これまでの要支援者に寄り添った支援や対応に加え、ごみ屋敷未解決案件39件のうち長期化している案件については、介入拒否などの要支援者が抱える要因をさらに深く詳細に分析し、ごみ屋敷対策相談医や地域包括支援センター等関係機関と連携して早期解決に向けて取り組んでいく。

産業環境委員会報告資料

令和6年7月1日

件 名	【追加】落書き対策の実施結果について																																													
所管部課名	環境部生活環境保全課																																													
内 容	落書き消去支援について、ビューティフル・ウインドウズ運動の一環として「落書きゼロ」をめざし取り組んできた。 令和5年度の落書き対策の実施結果について、以下のとおり報告する。																																													
	1 落書き対応状況【令和5年度実績】 （単位：件）																																													
	<table><tr><th rowspan="2">落書き箇所</th><th colspan="2">点検</th><th>通報</th><th rowspan="2">合計</th><th rowspan="2">消去済</th><th rowspan="2">対応継続中 (次年度繰越分)</th></tr><tr><th>夏季 に向けた 点検</th><th>年末 年始 に向けた 点検</th><th>落書き 110番 等</th></tr><tr><td>民有地等</td><td>7</td><td>14</td><td>19</td><td>40</td><td>37</td><td>3</td></tr><tr><td>区の管理施設</td><td>1</td><td>6</td><td>9</td><td>16</td><td>15</td><td>1</td></tr><tr><td>国・都</td><td>4</td><td>6</td><td>17</td><td>27</td><td>23</td><td>4</td></tr><tr><td>道路・鉄道・ 電気事業者等</td><td>3</td><td>7</td><td>27</td><td>37</td><td>36</td><td>1</td></tr><tr><td>合計</td><td>15</td><td>33</td><td>72</td><td>120</td><td>111</td><td>※1 9</td></tr></table>	落書き箇所	点検		通報	合計	消去済	対応継続中 (次年度繰越分)	夏季 に向けた 点検	年末 年始 に向けた 点検	落書き 110番 等	民有地等	7	14	19	40	37	3	区の管理施設	1	6	9	16	15	1	国・都	4	6	17	27	23	4	道路・鉄道・ 電気事業者等	3	7	27	37	36	1	合計	15	33	72	120	111	※1 9
	落書き箇所		点検		通報				合計	消去済	対応継続中 (次年度繰越分)																																			
		夏季 に向けた 点検	年末 年始 に向けた 点検	落書き 110番 等																																										
	民有地等	7	14	19	40	37	3																																							
	区の管理施設	1	6	9	16	15	1																																							
	国・都	4	6	17	27	23	4																																							
	道路・鉄道・ 電気事業者等	3	7	27	37	36	1																																							
	合計	15	33	72	120	111	※1 9																																							
※1 令和6年3月末時点の次年度繰越分9件については、令和6年5月末現在消去済み4件、対応継続中5件（都4件、鉄道1件）であり、引き続き早期消去に向けて対応していく。																																														
2 今後の方針																																														
「落書きゼロ」を目指し、区のイメージアップに寄与する取組を実施する。																																														
（1）刑法犯発生状況を踏まえた重点点検箇所（別紙1-1、1-2参照）について、年2回（夏季及び年末年始に向けて）の落書き点検を実施するなど、引き続き迅速な落書き消去と防止に取り組んでいく。																																														
（2）SNSやあだち広報などを通じ、落書きは犯罪（※2）である旨のアピールや区民に「落書き110番」の通報を呼びかけるなど、落書きをしない・させないための啓発を行う。																																														
※2 刑法第260条（建築物等損壊及び同致死傷）、刑法第261条（器物損壊罪等）等にあたる。																																														

重点点検エリア

別紙1-1

北千住駅周辺



竹ノ塚駅周辺



西新井駅周辺・西新井大師周辺



綾瀬駅周辺



重点点検エリア

別紙1-2

国道四号線沿い
(本庁舎～千住大橋)

北千住駅周辺(再掲)

産業環境委員会報告資料

令和6年7月1日

件 名	【追加】不法投棄対策の実施結果について																																																											
所管部課名	環境部生活環境保全課、都市建設部交通対策課																																																											
内 容	令和5年度不法投棄対策の実施結果について、以下のとおり報告する。																																																											
	1 不法投棄対策の状況																																																											
	令和5年度から足立区LINE公式アカウントから通報が可能となった。LINEからの通報は令和5年度323件で、不法投棄総合窓口における受付結果1,504件の約2割を占めた。今後も通報しやすい環境を周知していくと共に、不法投棄のないきれいなまちの実現に取り組んでいく。																																																											
	(1) 令和5年度の不法投棄処理個数																																																											
	不法投棄の大半を自転車とごみが占めている。また、不法投棄物の処理個数は令和4年度に比べ11.1%減少した。																																																											
	(単位：個)																																																											
	<table><tr><th>内訳</th><th>区道</th><th>公園</th><th>集積所</th><th>私有地</th><th>合計</th><th>対前年度増減</th></tr><tr><td>自転車</td><td>4,153</td><td>32</td><td>5</td><td>16</td><td>4,206</td><td>-30</td></tr><tr><td>ごみ</td><td>745</td><td>698</td><td>1,088</td><td>36</td><td>2,567</td><td>-771</td></tr><tr><td>家電</td><td>40</td><td>21</td><td>148</td><td>6</td><td>215</td><td>-91</td></tr><tr><td>バイク</td><td>40</td><td>4</td><td>0</td><td>0</td><td>44</td><td>14</td></tr><tr><td>合計</td><td>4,978</td><td>755</td><td>1,241</td><td>58</td><td>7,032</td><td>-878 (▲11.1%)</td></tr></table>	内訳	区道	公園	集積所	私有地	合計	対前年度増減	自転車	4,153	32	5	16	4,206	-30	ごみ	745	698	1,088	36	2,567	-771	家電	40	21	148	6	215	-91	バイク	40	4	0	0	44	14	合計	4,978	755	1,241	58	7,032	-878 (▲11.1%)																	
	内訳	区道	公園	集積所	私有地	合計	対前年度増減																																																					
	自転車	4,153	32	5	16	4,206	-30																																																					
	ごみ	745	698	1,088	36	2,567	-771																																																					
家電	40	21	148	6	215	-91																																																						
バイク	40	4	0	0	44	14																																																						
合計	4,978	755	1,241	58	7,032	-878 (▲11.1%)																																																						
※ 自転車の不法投棄のうち、約8割は駅周辺であり、そのうち北千住、西新井、竹ノ塚、綾瀬が約6割を占めている。																																																												
(2) 不法投棄年度別処理個数の推移																																																												
(単位：個)																																																												
18,000 16,000 14,000 12,000 10,000 8,000 6,000 4,000 2,000 0 8,484 6,863 541 162 7,251 5,787 427 131 6,240 5,675 323 69 5,363 5,465 211 54 5,080 4,899 232 63 4,538 4,969 435 33 4,502 4,293 580 57 3,802 4,078 564 47 3,688 3,022 417 27 4,236 3,338 306 30 4,206 2,567 215 44 <table><tr><td>■自転車</td><td>8,484</td><td>7,251</td><td>6,240</td><td>5,363</td><td>5,080</td><td>4,538</td><td>4,502</td><td>3,802</td><td>3,688</td><td>4,236</td><td>4,206</td></tr><tr><td>■ごみ</td><td>6,863</td><td>5,787</td><td>5,675</td><td>5,465</td><td>4,899</td><td>4,969</td><td>4,293</td><td>4,078</td><td>3,022</td><td>3,338</td><td>2,567</td></tr><tr><td>■家電</td><td>541</td><td>427</td><td>323</td><td>211</td><td>232</td><td>435</td><td>580</td><td>564</td><td>417</td><td>306</td><td>215</td></tr><tr><td>■バイク</td><td>162</td><td>131</td><td>69</td><td>54</td><td>63</td><td>33</td><td>57</td><td>47</td><td>27</td><td>30</td><td>44</td></tr><tr><td>合計</td><td>16,050</td><td>13,596</td><td>12,307</td><td>11,093</td><td>10,274</td><td>9,975</td><td>9,432</td><td>8,491</td><td>7,154</td><td>7,910</td><td>7,032</td></tr></table>	■自転車	8,484	7,251	6,240	5,363	5,080	4,538	4,502	3,802	3,688	4,236	4,206	■ごみ	6,863	5,787	5,675	5,465	4,899	4,969	4,293	4,078	3,022	3,338	2,567	■家電	541	427	323	211	232	435	580	564	417	306	215	■バイク	162	131	69	54	63	33	57	47	27	30	44	合計	16,050	13,596	12,307	11,093	10,274	9,975	9,432	8,491	7,154	7,910	7,032
■自転車	8,484	7,251	6,240	5,363	5,080	4,538	4,502	3,802	3,688	4,236	4,206																																																	
■ごみ	6,863	5,787	5,675	5,465	4,899	4,969	4,293	4,078	3,022	3,338	2,567																																																	
■家電	541	427	323	211	232	435	580	564	417	306	215																																																	
■バイク	162	131	69	54	63	33	57	47	27	30	44																																																	
合計	16,050	13,596	12,307	11,093	10,274	9,975	9,432	8,491	7,154	7,910	7,032																																																	

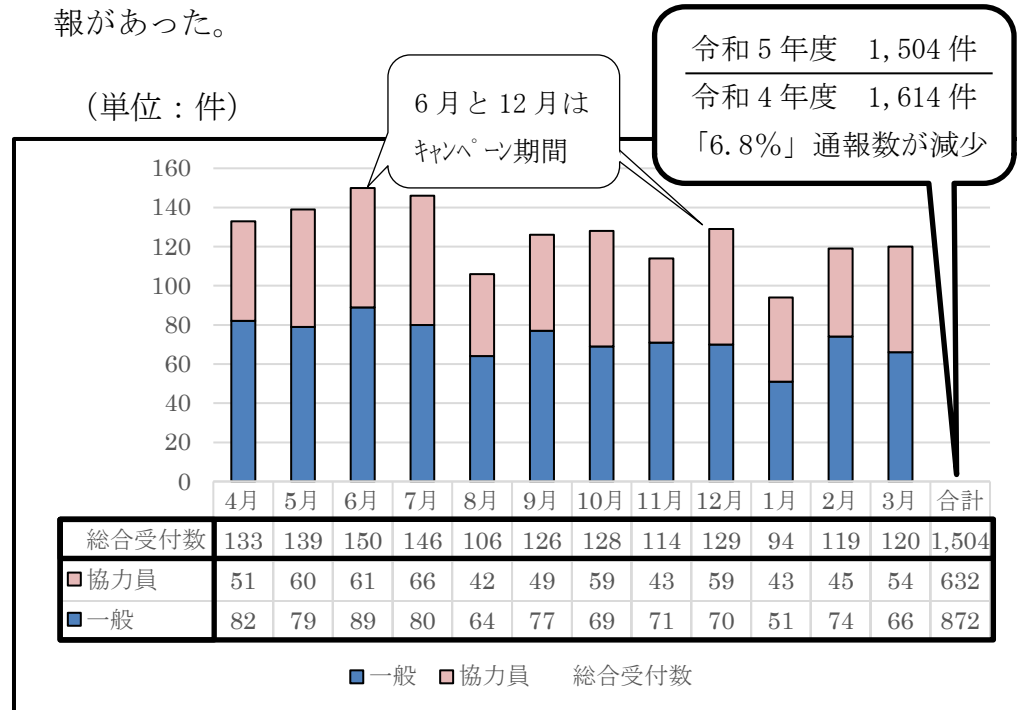
2 不法投棄総合窓口（不法投棄110番）における受付結果

平成30年度から、不法投棄物を見つけたら通報してもらう区民ボランティア「不法投棄通報協力員」制度を開始した。

不法投棄通報キャンペーンや各イベントでの協力員募集、「不法投棄は犯罪」などのPR効果により、不法投棄処理個数が減少するとともに、総合受付件数も令和4年度に比べ約6.8%減少した。

(1) 不法投棄総合窓口受付件数

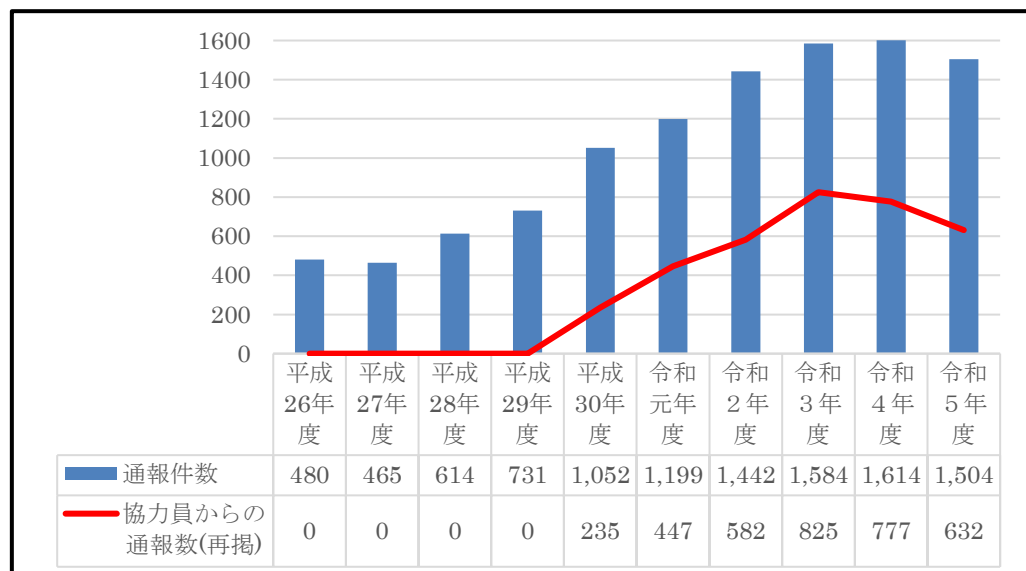
夏と冬に「不法投棄強化月間」を実施し、年間を通して多くの通報があった。



(2) 不法投棄総合窓口年度別受付件数(平成26～令和5年度)

年2回のキャンペーンや各種イベントでの啓発の効果により、通報数や不法投棄の処理個数の減少に貢献することができた。

(単位：件)



3 不法投棄通報協力員

区民まつりなどのイベントで、通報協力員募集の呼びかけを行った。通報協力員の登録者は、区内にバランスよく広がっている。協力員のみなさんには通報制度をご理解していただき、気軽な気持ちで長期間この活動に寄り添ってもらおうよう、協力依頼を行っている。

年 度	協力員数	備 考
平成 30 年度から令和 4 年度まで	4,441 人	令和 5 年度 協力員 からの通報数 632 件 (1,504 件中)
令和 5 年度新規登録者数	627 人	
計	5,068 人	

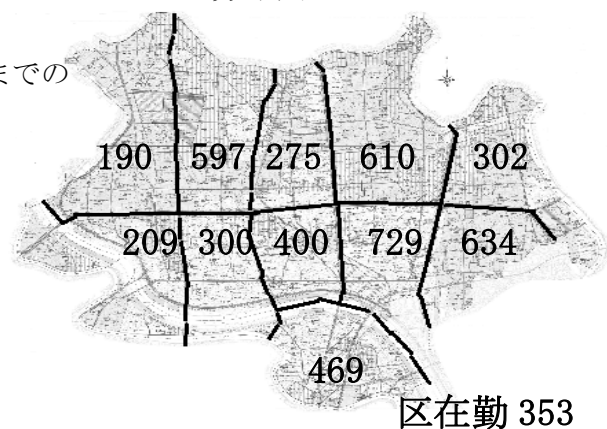
※ 年間の通報回数が 30 回を超えるゴールド会員は 15 名

(参考)

平成 30 年度から令和 5 年度末までの
累計通報数

	人数	件数
1～10回	818	1,845
11～30回	34	568
31～50回	12	505
51回以上	5	732
計	869	3,650

分布図



4 不法投棄防止に向けた取り組み

(1) 不法投棄一掃・防止キャンペーンの開催 (令和 5 年度)

ビューティフル・ウインドウズ運動の一環として、不法投棄一掃・防止キャンペーンを開催し、不法投棄が増える時期に不法投棄通報協力員への登録や通報を呼び掛けた。

また、広報、通報協力員マガジン、SNS 等にてプレゼントキャンペーンの周知を行い、通報を励行した。

実施期間 通報件数	通報件数		
	一 般	協力員	合計
第一弾 R5/5/30～6/30	94 件 (63)	66 件 (54)	160 件 (117)
第二弾 R5/12/1～12/31	59 件 (66)	70 件 (74)	129 件 (140)
合 計	153 件 (129)	136 件 (128)	289 件 (257)

※ 年末のWEB受付数も含む。

※ キャンペーン期間中の通報数は通常時より増える傾向にある。

※ () 内は令和 4 年度の実績。

(2) 年末不法投棄防止強化月間

庁有車およびごみ収集車へのマグネットシート貼付や、横断幕・懸垂幕の掲示、不法投棄多発箇所のパトロールを行った。

また、啓発ポスターを区施設および町会・自治会の掲示板、アリオ西新井へ掲示依頼を行う等、積極的な啓発活動を実施した。

(参考写真)



庁有車への貼付



ごみ回収車への貼付



アリオ西新井への掲示



キャンペーン中のプレゼント

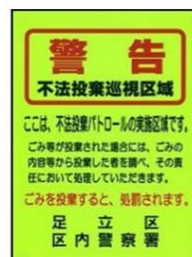
(3) 「不法投棄防止物品無償貸与」について

新規に外国語（英語、中国語、韓国語）対応の看板の貸し出しを開始した。

物品名	令和5年度実績	【参考】 前年度実績
不法投棄防止看板	325枚	488枚
ポイ捨て禁止看板	134枚	313枚
防犯カメラ型センサーライト	163個	143個
簡易型センサーライト	67個	69個
合 計	689個	1,013個

※ 貸出し実績が減少した背景として、危機管理課の防犯グッズ関連施策の充実があると推測しているが、本施策に係る周知不足の懸念もあることから、相談内容に応じて適切に案内していく。

(参考写真)



(4) その他

東京都と調整し、都営住宅（廃屋）への不法投棄防止看板等の設置を行った。

5 不用自転車無料引取台数（平成26～令和5年度）

平成26年、区内4か所から開始し、令和6年3月31日現在、移送所4か所、駐輪場9か所で引き取りを行っている。

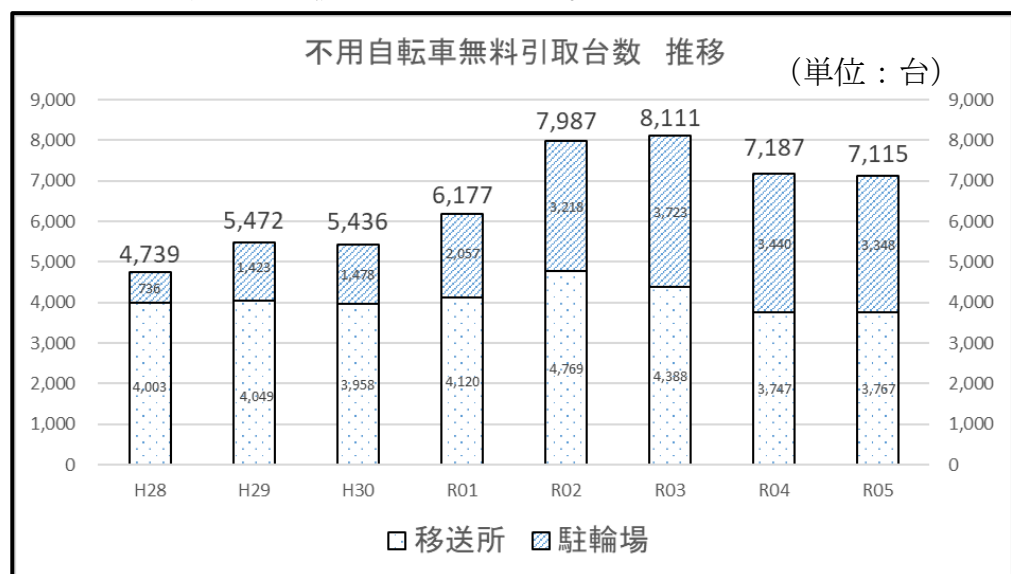
移送所（4か所）

	移送所名	住所
1	扇	扇一丁目1先
2	北綾瀬	谷中一丁目8-10
3	竹の塚	東伊興三丁目18-7
4	中央本町	足立四丁目16-19先

駐輪場（9か所）

	駐輪場名	住所
1	北千住南	千住旭町42-3
2	五反野北	足立四丁目17-25先
3	関屋	千住曙町42-1
4	千住大橋	千住橋戸町107-1
5	大師前	西新井一丁目16-15
6	竹の塚西	西竹の塚二丁目12-2
7	竹の塚東	竹の塚六丁目16-9先
8	西新井	梅田八丁目14先
9	六町駅	六町四丁目1-25

令和5年度の実績台数は前年度から－72件（前年度比1.0%減）となったが、高い数値を維持している。



6 今後の方針

- (1) 不法投棄対策については、区民からの通報が早期発見・早期解決のための重要な役割を担っている。そのため、通報協力員との連携や区民向けの情報発信等を積極的に行っていく。
- (2) 通報数の少ない通報協力員に向け、ゴールドカード会員の皆さんの活動や体験談を共有するなど通報活動の活性化を促す啓発や、協力員の更新制度について検討していく。
- (3) ビューティフル・パートナーの関連部署と連携して区内イベント等で啓発活動を行い、きれいなまちをめざしていく。